

甲賀広域行政組合における女性職員の活躍推進に関する特定 事業主行動計画の実施状況（事務部局）

令和4年3月29日

甲賀広域行政組合管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、甲賀広域行政組合における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の実施状況（事務部局）を以下のとおり公表します。

＜実施状況＞

1 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率の向上に向けた取り組み（令和3年度実績）

○事務部局

現在、事務部局は総務関係7人（うち女性職員1人）、衛生関係29人（うち女性職員0人）で構成されており、また、退職不補充及び民間委託への切り替えをすすめていることから、新たな職員採用がない状況です。これらのことから、男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加を促進することにより女性の職業生活における活躍を推進するため、特に男性職員の育児休業、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得促進を目標に取り組んでいます。

2 目標に対する実績

○事務部局

（目標数値：令和7年度末までに男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率を100%とする）

（令和3年度実績）

制度周知や取得しやすい環境づくりに努めた結果、令和3年度実績として、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得合計日数が5日超となった職員が100%となり、育児休業取得率も100%（取得期間6箇月以上）となりました。